

入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付す。

令和8年7月24日

支出負担行為担当官

熊本防衛支局長 高橋 哲也

1 工事概要

(1) 工事名 新田原（8）照明設備更新電気工事

(2) 工事場所 宮崎県児湯郡新富町

(3) 工事内容 本工事は、以下の工事を行うものである。

試験室（鉄筋コンクリート造平屋建て 延べ面積 約40m²）

庁舎A（鉄筋コンクリート造2階建て 延べ面積 約440m²）

局舎（鉄筋コンクリート造平屋建て 延べ面積 約330m²）

隊舎（鉄筋コンクリート造3階建て 延べ面積 約3,200m²）

充電室（鉄筋コンクリート造平屋建て 延べ面積 約100m²）

機械室A（鉄筋コンクリート造平屋建て 延べ面積 約10m²）

機械室B（鉄筋コンクリート造平屋建て 延べ面積 約10m²）

格納庫（鉄筋コンクリート造2階建て、鉄骨造平屋建て 延べ面積 約3,600m²）

保管庫（鉄筋コンクリート造平屋建て 延べ面積 約300m²）

庁舎B（鉄筋コンクリート造3階建て 延べ面積 約2,100m²）

に係る 照明設備更新工事 一式

※加速化事業

引渡し前現場作業完了期限は、令和9年2月28日とする。

(4) 工期 契約締結日の翌日から令和9年6月30日まで

(5) 削除

(6) 本工事は、入札時積算数量書活用方式の対象工事である。本方式では、入札時において発注者が入札時積算数量を示し、入札参加者が入札時積算数量書に記載された積算数量を活用して入札に参加することを通じ、工事請負契約の締結後において、当該積算数量に疑義が生じた場合に、発注者及び受注者は、入札時積算数量書に基づき、積算数量に関する協議を行うことができる。

なお、入札時積算数量書に記載された積算数量については、当該積算数量に基づく工事費内訳明細書の提出や契約締結後における工事の施工を求めるものではない。

(7) 受注者は、入札時積算数量書に記載された積算数量に疑義が生じた場合は、直ちに協議を求めるものとする。ただし、当該疑義に係る積算数量の部分の工事が完了した場合、協議を求めることができないものとする。

- (8) 受注者からの請求による(6)の協議は、入札時積算数量書における当該疑義に係る積算数量と、これに対応する工事費内訳明細書における当該数量とが同一であると確認できた場合にのみ行うことができるものとする。
- (9) (6)の協議（発注者が請求する場合も含む。）は、入札時積算数量書に基づき行うものとする。ただし、入札時積算数量書の細目別内訳において数量を一式としている細目（設計図書において施工条件が明示された項目を除く。）を除く。
- (10) (6)の協議の結果、入札時積算数量書に記載された積算数量に訂正が必要となった場合は、契約書、設計図書及び数量基準に定めるところによるものとする。
- (11) 本工事は、現場閉所により週休2日を確保する「完全週休2日制工事（土日）」の試行対象工事である。
- (12) 削除
- (13) 本工事は、受注企業の支援を前提とした監理技術者等に求める同種工事の経験の大幅な緩和を行う試行工事である。なお、契約後は、企業としての監理技術者等支援策を施工計画書等に記載し提出するものとし、監理技術者等支援を未実施の場合には、工事成績評点を減ずることとする。
- (14) 本工事は、工事費内訳明細書の提出を義務付ける工事である。
- (15) 単品スライドの「特例措置」について
指定品目については、契約後に建設工事請負契約書第27条第5項（単品スライド）による請求があった場合、1品目としてスライド判定を行う（「特例措置」）ものとする。
- (16) 本工事は、資料提出及び入札等を電子入札システムで行う工事である。ただし、電子入札システムにより難しいものは、発注者に申請のうえ紙入札方式（電子入札システムを利用しない入札手続きをいう。以下同じ。）に代えるものとする。申請の方法は、入札説明書による。
- (17) 本工事は、契約手続に係る書類の授受を、原則として電子契約システムで行う対象工事である。なお、電子契約システムによりがたい場合は、発注者の承諾を得て紙契約方式に代えるものとする。

2 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 防衛省における令和7・8年度一般競争（指名競争）参加資格（以下「防衛省競争参加資格」という。）のうち、「電気工事」で級別の格付を受け、熊本防衛支局に競争参加を希望していること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けていること。）。
- (3) 会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（(2)の再度級別の格付を受けた者を除く。）でないこと。

(4) 防衛省競争参加資格の「電気工事」に係る総合審査数値（資格審査結果通知書の記3の総合審査数値欄の等級）が「B」以上であること。

(5) 同種工事として、平成23年4月1日以降入札公告日までに、次のア又はイのいずれかを施工した実績を有すること。

ア 元請けとして完成・引渡しが完了した国内における工事のうち、国、特殊法人等又は地方公共団体が発注したもので、建物の照明設備工事（建設共同企業体の構成員としての実績が認められる出資比率については、入札説明書による。）。

イ 防衛省発注の建築工事、土木工事、電気設備工事、機械設備工事及び通信工事の5職種のうち複数の職種の工事を一括で発注した工事（以下、「総合発注工事」という。）の一次下請けとして完成・引渡しが完了した工事のうち、建物の照明設備工事。

ウ 施工実績は、工事成績の評定点が65点未満のものを除くものとし、工事成績のない工事、あるいは評定点を未受領の工事については、検査に合格していることを証明する資料をもって65点以上の工事とみなす。

(6) 次の基準を全て満たす監理技術者又は主任技術者（以下「監理技術者等」という。）を当該工事に配置できること。ただし、建設業法第26条第3項及び建設業法施行令第27条第1項に該当する場合は、当該技術者は専任とする。

なお、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事であって、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合は、主任技術者の兼務をすることができる（原則2件程度）。

監理技術者等の配置は、別表①のとおりとする。

ア 2級電気工事施工管理技士又は同等以上の資格を有する者

イ 同種工事として、平成23年4月1日以降入札公告日までに、完成・引渡しが完了した工事のうち、鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の新設又は改修建物の電気設備工事を施工した経験を有する者（原則、当該工事の現場施工期間の1/2以上の期間の経験を有していること。現場施工期間とは、求める同種工事についてのものであり、契約工期のうち準備工期間、工事完成検査後の後片付け等のみが残っている期間及び同種工事以外の工事の期間を除いた期間をいう。）。

ただし、工事成績の評定点が65点未満のものを除くものとし、工事成績のない工事、あるいは評定点を未受領の工事については、検査に合格していることを証明する資料をもって65点以上の工事とみなす。

ウ 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

エ 配置予定の監理技術者等にあつては直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

なお、その旨を明示することができる資料を提出するものとする。また、提出がなされない場合は入札に参加できないことがある。

オ 本工事は、建設業法第 26 条第 3 項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者の配置を認めない。

- (7) 一般競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）の提出期限の日から開札の時点までの期間に、熊本防衛支局長から工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について（防整施（事）第 150 号。28. 3. 31）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (8) 熊本防衛支局が発注した「 電気工事 」のうち、令和 6 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までに完成・引渡しが完了した工事の施工実績がある場合においては、当該工事に係る評定点合計の平均が 65 点以上であること。
- (9) 上記 1 (1) に示した工事に係る設計業務等の受注者（受注者が共同体である場合においては、当該共同体の各構成員をいう。以下同じ。）と当該受注者は資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。
- (10) 入札に参加しようとする者の間に資本関係、人的関係又はそれらと同視しうる関係がないこと。
- (11) 鹿児島県、熊本県又は宮崎県内に建設業法の許可（当該工事に対応する建設業種）に基づく本店、支店又は営業所が所在すること。
- (12) 都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格者でないこと。
- (13) 情報保全に係る履行体制について懸念が存在する者又は業務従事者若しくは親会社等の国籍その他これに類するものが、発注者との契約に違反する行為を求められた場合に、これを拒む権利を実効性をもって法的に保障されない国又は地域に該当する者及び国連安保理決議において労働許可を提供しないことが決定されている国又は地域に該当する者は入札参加を認めない。

3 入札手続等

(1) 担当部局

〒862-0901 熊本県熊本市東区東町 1-1-11

熊本防衛支局 総務課 契約室

TEL 096-368-2174

FAX 096-368-0512

メールアドレス ks-km-keiyaku@ext.kyushu.rdb.mod.go.jp

(2) 入札説明書の交付期間等

ア 交付期間 入札公告日から開札日の前日まで（行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年法律第 91 号）第 1 条第 1 項に規定する行政機関の休日を除く。）

の毎日、午前 9 時から午後 6 時まで

イ 交付場所 防衛施設建設工事電子入札システムセンター

<https://www.dfeg.mod.go.jp>

ウ 交付方法 全て、電子データで交付を行う。

文 書 類 : PDF

図 面 類 : PDF

数量表等：Excel

申請書類：Word、Excel

なお、標記以外の形式による提供は一切行わない。

エ 使用条件 ダウンロードした資料の取扱いに関する利用規則に同意する。

オ その他 通信環境の不具合等のため、希望する者は電子情報の提供を依頼することができる。

この場合、(1)へ事前にその旨の連絡を入れると共に「図面データの取扱いに関する同意事項」（会社名等を記載済みのもの）、データを保存するために必要な、CD-R（未使用に限る。）1枚及び着払いのラベル（宅配業者の場合）又は切手（日本郵便の場合）を貼付した返信用の封筒を同封し、持参、郵送又は託送により提出する。

なお、この対応により被った不利益や損害については、一切補償しない。

※「図面データの取扱いに関する同意事項」の書式については、九州防衛局ホームページより入手可能である。

(<https://www.mod.go.jp/rdb/kyushu/contract/construction/index.html>)

(3) 申請書及び技術資料の提出期限等

ア 提出期限 別表③のとおり

イ 提出方法 電子入札システムにより提出する。また、紙入札方式による場合は、(1)に持参、郵送、託送又は電子メールにより提出する。詳細は入札説明書による。

(4) 入札書の受領期限等

ア 受領期限 別表⑬のとおり

イ 提出方法 電子入札システムにより提出する。ただし、紙入札方式による場合は、(1)に持参、郵送又は託送により提出する。詳細は入札説明書による。

(5) 開札の日時及び場所

ア 日時 別表⑮のとおり

イ 場所 熊本防衛支局 会議室

4 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金 免除

(3) 契約保証金 納付（保管金の取扱店 日本銀行熊本市内代理店）。ただし、利付国債の提供（保管有価証券の取扱店 日本銀行熊本市内代理店）又は金融機関若しくは保証事業会社の保証（取扱官庁 熊本防衛支局）をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

なお、契約保証金の額、保証金額又は保険金額は請負代金額の10分の1（予決令86条の調査を受けた者との契約については請負代金額の10分の3）以上とする。

(4) 入札の無効 次に掲げる入札は無効とする。

ア 本公告に示した競争参加資格のない者のした入札

イ 申請書又は技術資料に虚偽の記載をした者の入札

ウ 入札に関する条件に違反した入札

(5) 落札者の決定方法 予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適當であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

(6) 配置予定の監理技術者等の確認 落札者決定後、発注者支援データベース・システム等により配置予定の監理技術者等の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。

なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合の外は、配置予定の監理技術者等の変更を認めない。

(7) 落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条の規定に基づいて作成された基準（以下「調査基準価格」という。）を下回っている場合は、予決令第86条の調査（以下「低入札価格調査」という。）を行うので、協力しなければならない。

(8) 専任の監理技術者の配置が義務付けられている工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、監理技術者とは別に同等の要件を満たす技術者の配置を求めることがある。

(9) 入札後、契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格者とは契約を行わない。

(10) 低入札価格調査を受けた者との契約については、前払金の割合を請負代金額の10分の2以内とする。

(11) 契約書作成の要否 要

(12) 関連情報を入手するための照会窓口 上記3(1)に同じ。

(13) 競争参加資格の級別の格付を受けていない者の参加 上記2(2)から(4)までに掲げる事項を満たしていない者も上記3(3)により申請書及び技術資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時点において、上記2(2)から(4)までに掲げる事項を満たし、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。

(14) 詳細は、入札説明書による。

【入札手続日程表】

別表

①	配置予定技術者の専任期間	令和8年11月から工期末まで
②	入札説明書等の交付期間	令和8年7月24日(金)から令和8年9月24日(木)までの9時00分から18時00分まで（ただし、最終日は17時00分まで）（行政機関の休日を除く）
③	申請書、技術資料及び技術提案書の提出期間	令和8年7月24日(金)から令和8年8月6日(木)までの9時00分から18時00分まで（ただし、最終日は12時00分まで）（行政機関の休日を除く）
④	見積等活用方式による見積等の提出期限	-
⑤	見積等の作成に関する質問の提出期間	-
⑥	見積等の作成に関する質問の回答期間	-
⑦	提出された見積等のヒアリングによる確認期間及び実施場所	-
⑧	競争参加資格の確認通知	令和8年8月26日(水)まで
⑨	競争参加資格がない理由の説明要求期間	競争参加資格の確認通知日から令和8年9月2日(水)までの9時00分から18時00分まで（ただし、最終日は17時00分まで）（行政機関の休日を除く）
⑩	競争参加資格がない理由の説明要求に係る回答期限	令和8年9月3日(木)
⑪	入札説明書に対する質問の提出期間	令和8年7月24日(金)から令和8年8月28日(金)までの9時00分から18時00分まで（ただし、最終日は17時00分まで）（行政機関の休日を除く）
⑫	入札説明書に対する質問の回答書の閲覧期間	令和8年7月24日(金)から令和8年9月9日(水)まで
⑬	入札書の受付期間	令和8年9月8日(火)から令和8年9月10日(木)までの9時00分から18時00分まで（ただし、最終日は12時00分まで）（行政機関の休日を除く）
⑭	入札保証金の納付等に係る書類の提出期間	-
⑮	開札の日時	令和8年9月25日(金) 9:30

⑯	施工体制の審査に係るヒアリング実施期間	令和8年9月25日(金)から令和8年10月8日(木)まで
⑰	ヒアリング追加資料の提出要求期限	令和8年9月25日(金)
⑱	ヒアリング追加資料の提出期限	令和8年10月1日(木)17時00分まで

（紙入札方式の場合は、各期間の9時00分から17時00分まで（12時00分から13時00分までの間を除く）。最終日は、別表欄に記載の時刻必着とする。）

（行政機関の休日とは、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日をいう。）